

## 特定技能派遣事業者コンソーシアム 人権保護方針

### 第1 はじめに

#### 《人権保護方針の位置付け》

特定技能派遣事業者コンソーシアムは、農業分野で特定技能外国人材の派遣を認められた労働者派遣事業者が、相互に研鑽し合い、諸課題への対応を行っていくことにより、農業経営者、農業関連事業者、外国人等からの信頼と賛同を得て、業界全体のイメージ向上、企業価値拡大を目指しています。

本コンソーシアムの構成員である派遣事業者（以下「私たち」といいます。）は、私たちに所属する特定技能外国人材（以下「外国人材」といいます。）のほか、派遣先の農業経営体をはじめとした私たちが関係するビジネスパートナーなど全ての人々に対して、私たちの信念や見解を共有するために人権保護方針を作成しました。

私たちはこの方針に従って人権尊重のための適切な取組みを推進することにより、農業全体の健全な発展に寄与していくことができると考えており、本方針に則った行動は私たちの責務であると考えています。

#### 《人権保護方針の適用範囲》

この人権保護方針は、私たちに所属する全ての役員及び従業員に適用されます。また、派遣先の農業経営体をはじめとした私たちが関係するビジネスパートナーに対しても、この方針をご理解の上、遵守いただくことを期待します。

### 第2 人権保護方針

#### 《国際的に認められた人権の尊重》

普遍的な価値である基本的な人権を規定した「国際人権章典」、労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）宣言に規定されている基本的権利に関する原則に表明されている人権ならびに日本国憲法その他、関連する法令における人権を尊重します。

#### 《人身取引・強制労働の防止》

国境を越えて働く労働者において重要な課題である人身取引及び強制労働を禁止し認めず、これらを知った際は、その解決に向けて、関係機関と連携して適切な対応に努めます。

#### 《差別及びハラスメントの禁止・防止》

外国人材の人権を保護し、尊重するため、人種、民族、言語、文化、宗教、性別、性的指向、生活習慣などあらゆる不合理な差別及びハラスメントを行いません。また、派遣先の農業経営体をはじめとした私たちのビジネスパートナーを含む全ての人々に対して差別及びハラスメントの禁止・防止を求めていくこととし、不合理な差別及びハラスメントが生じた場合には、問題解決と相互融和に向けた取組を行います。

#### 《プライバシーの尊重》

外国人材のプライバシーの権利を尊重し、法令に従った取り扱いをすることはもちろん、

すべての個人データを適切な方法で取り扱います。

#### 《労働条件の確保》

外国人材の賃金、休日、労働時間又は派遣期間や派遣先での処遇について関係法令を遵守します。また、外国人材に対して労働条件を説明する際は、母国語などの言語で適切に説明するとともに相手方が理解しているかどうかを確認し、認識に齟齬がある場合は改善を図ります。

#### 《安全衛生環境の整備》

外国人材の労働環境及び生活環境において、適切な衛生環境の確保と必要な安全配慮が日本人と同様に全員へ分け隔てなく行われているかどうかを確認し、不具合がある場合は改善を図ります。

#### 《理解の促進》

外国人材の宗教や文化の違いによる行動について、必要があると判断した場合は派遣先の農業経営体や当該地域で説明機会を設けて理解醸成を図るとともに、外国人材に対しても日本の文化や習慣への理解を促進していきます。

### 第3 推進方法

#### 《人権 DD（デューデリジェンス）》

私たちは、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議（令和4年9月）策定）に基づき、それぞれが人権に対する負の影響を特定・評価し、負の影響を防止・軽減するための措置を講じます。

#### 《是正・救済》

私たちの事業活動により、看過し難い人権への負の影響を引き起こし、又は助長していることが明らかになった場合には、人権への負の影響を受けた外国人材等のステークホルダーの視点に立ち、謝罪、原状回復、金銭的又は非金銭的な補償、再発防止プログラムの構築・表明などの適切な手続きによりその是正・救済を行います。

また、外国人材等のステークホルダーが人権に関する相談・通報ができる相談体制を整備します。

#### 《ステークホルダーとの対話》

私たちは、人権侵害を受ける可能性のある外国人材やビジネスパートナー等のステークホルダーと密接な対話を図っていきます。対話を通じて、人権に対する負の影響の把握と改善を行い、信頼関係を構築し、人権尊重の取組の深化に努めます。

#### 《人権保護方針の理解促進》

人権保護方針の理解促進と定着のため、私たちに所属する全ての役員及び従業員に周知し、教育を実施するとともに、私たちが関係するビジネスパートナー等への啓発を継続的に行います。